山梨県都市計画総括図　100,000分の1

山梨県都市計画総括図

「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 2JHs 1025」

禁複製転載

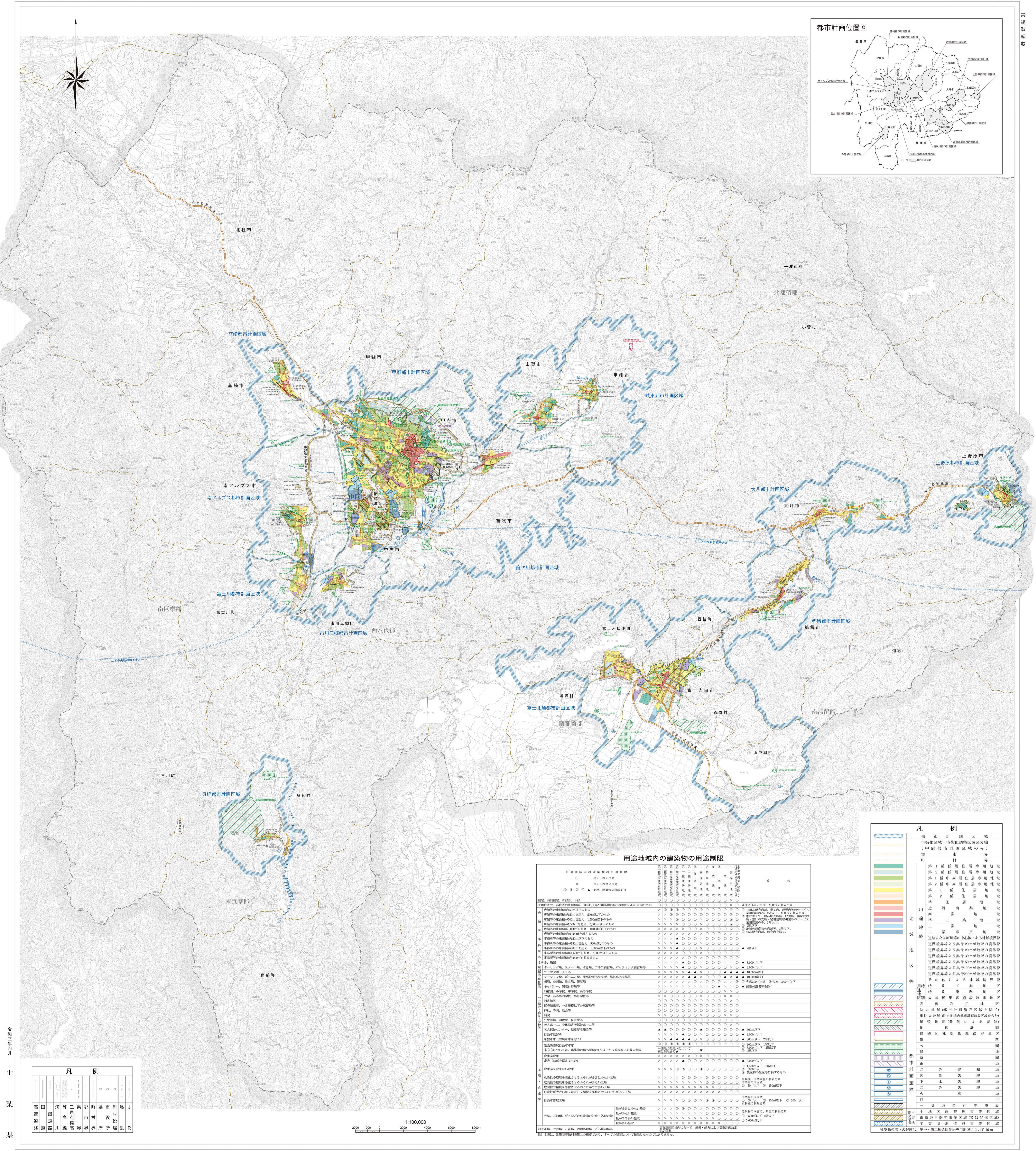
都市計画位置図
長野県
静岡県
北杜市
韮崎都市計画区域
韮崎市
甲斐市
甲府都市計画区域
甲府市
山梨市
甲州市
峡東都市計画区域
丹波山村
北都留郡
小菅村
南アルプス市
南アルプス都市計画区域
昭和町
笛吹市
中央市
笛吹川都市計画区域
富士川都市計画区域
南巨摩郡
富士川町
市川三郷町
市川三郷都市計画区域
西八代郡
中央自動車道
リニア中央新幹線予定ルート
大月都市計画区域
大月市
上野原市
上野原都市計画区域
都留都市計画区域
都留市
西桂町
道志村
富士河口湖町
富士吉田市
鳴沢村
富士北麓都市計画区域
南都留郡
忍野村
山中湖村
早川町
身延都市計画区域
身延町
南部町
1:100,000
2000 1000 0 2000 4000 6000 8000m

令和三年四月

山梨県

用途地域内の建築物の用途制限

	用途地域内の建築物の用途制限 ○ 建てられる用途 × 建てられない用途 ①、②、③、④、▲ 面積、階数等の制限あり		第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	田園住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	用途地域の指定のない区域（市街化調整区域除く）	備考
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	
兼用住宅で、非住宅の床面積が、50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	非住宅部分の用途・原動機の制限あり
店舗等	店舗等の床面積が150㎡以下のもの		×	①	②	③	○	○	○	①	○	○	○	○	⑤	○	① 日用品販売店舗、喫茶店、理髪店等のサービス業用店舗のみ。2階以下。原動機の制限あり。 ② ①に加えて、物品販売店舗、飲食店、損保代理店・銀行の支店・宅地建物取引業等のサービス業用店舗のみ。2階以下。 ③ 2階以下 ④ 地域の農産物の店舗等。2階以下。 ⑤ 物品販売店舗、飲食店を除く。
	店舗等の床面積が150㎡を超え、500㎡以下のもの		×	×	②	③	○	○	○	④	○	○	○	○	⑤	○	
	店舗等の床面積が500㎡を超え、1,500㎡以下のもの		×	×	×	③	○	○	○	×	○	○	○	○	⑤	○	
	店舗等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの		×	×	×	×	○	○	○	×	○	○	○	○	⑤	○	
	店舗等の床面積が3,000㎡を超え、10,000㎡以下のもの		×	×	×	×	×	○	○	×	○	○	○	○	⑤	○	
	店舗等の床面積が10,000㎡を超えるもの		×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	×	×	
事務所等	事務所等の床面積が150㎡以下のもの		×	×	×	▲	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	▲ 2階以下
	事務所等の床面積が150㎡を超え、500㎡以下のもの		×	×	×	▲	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が500㎡を超え、1,500㎡以下のもの		×	×	×	▲	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの		×	×	×	×	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が3,000㎡を超えるもの		×	×	×	×	×	○	○	×	○	○	○	○	○	○	
ホテル、旅館			×	×	×	×	▲	○	○	×	○	○	○	×	×	○	▲ 3,000㎡以下
遊戯施設・風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場等		×	×	×	×	▲	○	○	×	○	○	○	○	×	○	▲ 3,000㎡以下
	カラオケボックス等		×	×	×	×	×	▲	▲	×	○	○	○	▲	▲	▲	▲ 10,000㎡以下
	マージャン屋、ぱちんこ屋、勝馬投票券発売所、場外車券売場等		×	×	×	×	×	▲	▲	×	○	○	○	▲	×	▲	▲ 10,000㎡以下
	劇場、映画館、演芸場、観覧場		×	×	×	×	×	×	①	×	○	○	○	×	×	②	① 客席200㎡未満　② 客席10,000㎡以下
	キャバレー、個室付浴場等		×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	▲	×	×	○	▲ 個室付浴場等を除く
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	
	大学、高等専門学校、専修学校等		×	×	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×	×	○	
	図書館等		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	神社、寺院、教会等		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	病院		×	×	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×	×	○	
	公衆浴場、診療所、保育所等		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	
	老人福祉センター、児童厚生施設等		▲	▲	○	○	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	○	▲ 600㎡以下
	自動車教習所		×	×	×	×	▲	○	○	×	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下
工場・倉庫等	単独車庫（附属車庫を除く）		×	×	▲	▲	▲	▲	○	×	○	○	○	○	○	○	▲ 300㎡以下　2階以下
	建設物附属自動車車庫 ①②③については、建築物の延べ面積の1/2以下かつ備考欄に記載の制限		①	①	②	②	③	③	○	①	○	○	○	○	○	○	① 600㎡以下　1階以下 ② 3,000㎡以下　2階以下 ③ 2階以下
			一団地の敷地内について別に制限あり★							★							
	倉庫業倉庫		×	×	×	×	×	×	○	×	○	○	○	○	○	○	
	畜舎（15㎡を超えるもの）		×	×	×	×	▲	○	○	×	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下
	倉庫業を営まない倉庫		×	×	×	①	②	○	○	③	○	○	○	○	○	○	① 1,500㎡以下　2階以下 ② 3,000㎡以下 ③ 農産物の生産等に供するもの
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場		×	×	×	×	①	①	①	×	②	②	○	○	○	○	原動機・作業内容の制限あり 作業場の床面積 ① 50㎡以下　② 150㎡以下
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場		×	×	×	×	×	×	×	×	②	②	○	○	○	○	
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	
	危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	
	自動車修理工場		×	×	×	×	①	①	②	×	③	③	○	○	○	○	作業場の床面積 ① 50㎡以下　② 150㎡以下　③ 300㎡以下 原動機の制限あり
	火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量	量が非常に少ない施設	×	×	×	①	②	○	○	×	○	○	○	○	○	○	危険物の内容により量の制限あり ① 1,500㎡以下　2階以下 ② 3,000㎡以下
		量が少ない施設	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	
		量がやや多い施設	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	
		量が多い施設	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等			都市計画区域内において、規模・能力により都市計画決定等が必要														

注）本表は、建築基準法別表第二の概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。

凡　例

▨			都市計画区域
—·—·—			市街化区域・市街化調整区域区分線（甲府都市計画区域のみ）
—··—··—			郡市界
—·—·—			町村界
🟩	地域地区等	用途地域	第1種低層住居専用地域
🟩			第2種低層住居専用地域
🟩			第1種中高層住居専用地域
🟩			第2種中高層住居専用地域
🟨			第1種住居地域
🟧			第2種住居地域
🟧			準住居地域
🟥			近隣商業地域
🟥			商業地域
🟪			準工業地域
🟦			工業地域
🟦			工業専用地域
			道路または河川等の中心線による地域境界線
			道路境界線より奥行 20 mが地域の境界線
			道路境界線より奥行 20 mが地域の境界線
—			道路境界線より奥行 30 mが地域の境界線
			道路境界線より奥行 50 mが地域の境界線
			道路境界線より奥行100mが地域の境界線
			道路境界線より奥行200mが地域の境界線
			その他による地域境界線
▨		特別用途地区	特別工業地区
▤			特別業務地区
▨			大規模集客施設制限地区
▩			高度利用地区
▨			防火地域（都市計画施設区域を除く）
▨			準防火地域（防火地域内都市計画施設区域を含む）
▨			風致地区（条例による規制）
▨			地区計画
▭			伝統的建造物群保存地区
⇐	都市計画施設		道路
▩			公園
▩			緑地
▥			墓園
▨			市場
焼			ごみ焼却場
汚			汚物処理場
下			下水処理場
処			ごみ処理場
火			火葬場
▭			河川
▨			一団地の住宅施設
▨	市街地開発事業		土地区画整理事業区域
▨			市街地再開発事業区域（又は促進区域）
▨			工業団地造成事業区域
建築物の高さの限度は、第一・第二種低層住居専用地域について 10 m			

凡　例

高速道路	国道	一般道路	河川	等高線	三角点標高	県界	郡市界	町村界	県庁	市役所	町村役場	私鉄	JR
‖	‖	|	≀	≋	△	—·—	—·—	—·—	◎	○	○	┼	—

「詳細については県庁都市計画課または各市町村役場にある都市計画図書で確認して下さい。」

調製　東京都千代田区神田小川町3の22　内外地図株式会社
（電）03-3291-0338番代表